令和元年９月18日

門真市議会議長
　内海　武寿　様

総務建設常任委員会
委員長　岡本　宗城

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

１	議案第34号	門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
２	議案第35号	門真市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
３	議案第36号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
４	議案第38号	門真市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
５	議案第39号	門真市職員の分限に関する条例等の一部改正について
６	議案第40号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
７	議案第41号	門真市手数料条例の一部改正について
８	議案第44号	門真市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
９	議案第46号	門真市営住宅条例の一部改正について
10	議案第47号	門真市水道条例の一部改正について
11	議案第48号	門真市下水道条例の一部改正について
12	議案第49号	令和元年度門真市一般会計補正予算（第５号）中、所管事項

令和元年第２回定例会　総務建設常任委員会付託議案審査概要記録

審査日：令和元年９月９日（月）

○議案第34号　門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

（議案の内容）

地方自治法第203条の２第５項の規定に基づき、地方公務員法第22条の２第１項第１号の規定により採用された職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

○議案第35号　門真市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

（議案の内容）

地方公務員法第24条第５項の規定に基づき、同法第22条の２第１項第２号の規定により採用された職員の給与に関し必要な事項を定める。

○議案第36号　会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（議案の内容）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係各条例において所要の改正等を行う。

（主な質疑と答弁）

問　会計年度任用職員制度の趣旨は。
答　同制度は、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保や、同一労働同一賃金による待遇改善を目的とするものであり、平成29年５月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和２年４月１日から施行されるものである。
問　同制度の概要は。
答　現在の一般職非常勤嘱託職員制度を廃止の上、新たに同制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、同制度への必要な移行を図るものである。
問　現在の非正規職員数と同制度導入後の職員数の内訳は。
答　現在、約400人を任用しており、その内訳は、特別職非常勤職員が約100人、臨時的任用職員が約100人、一般職非常勤嘱託職員が約200人である。 同制度導入後の任用予定数は、特別職非常勤職員が約20人、臨時的任用職員はなし、会計年度任用職員は約380人である。 なお、任用の厳格化により、特別職非常勤職員として任用する職は国のマニュアルで限定列挙されており、本市では、行政ロイヤーや嘱託医等の一部の職が該当する。 また、臨時的任用職員についても任用が厳格化され、正規職員が行うべき業務に従事する職とされたことから同制度導入後の任用予定はなく、全て会計年度任用職員として任用の予定である。
問　同制度導入に伴う勤務時間の変化は。

答　現在の非正規職員は、週38時間45分の常勤の臨時的任用職員を除き、全て週29時間以下の非常勤職員として任用している。 同制度導入後は、週38時間45分未満勤務のパートタイム会計年度任用職員もしくは、週38時間45分勤務のフルタイム会計年度任用職員として任用するものである。
問　同制度導入に伴う報酬等の変化は。
答　現在の非正規職員は、報酬・賃金、費用弁償を支給している。 同制度導入後は、パートタイム会計年度任用職員においては、地域手当相当分を加算した報酬、期末手当、費用弁償等を支給する。 また、フルタイム会計年度任用職員においては、給料、地域手当、期末手当及び通勤手当等を支給するほか、一定の条件に基づき退職手当を支給する。
問　人件費としての影響額は。
答　任用形態及び任用人数によって増減はあるが、現時点で２億4000万円を見込んでいる。
問　国の財政措置の動向は。
答　総務省が一定検討していると聞くが、現段階で具体的な通知等は受けていない。
問　正規職員との待遇面の違いは。
答　任期が会計年度毎である点や、扶養手当、住居手当、勤勉手当等を支給しない点である。
問　現制度と休暇制度等の違いは。
答　詳細は規則に委任の上、規定することとし、現制度からの後退はない。
問　職員数や市民サービスへの影響は。
答　人事行政の面から職員数や市民サービスに影響を及ぼす制度ではない。
問　職員団体との交渉状況は。
答　現在協議を行っており、本条例については、協議が整い合意している。

（議案第34号から第36号までの討論）　なし

（議案第34号から第36号までの結果）　全員異議なく、いずれも原案のとおり可決

○議案第46号　門真市営住宅条例の一部改正について

（議案の内容）

市営住宅への入居に当たり保証人の確保を不要とするため、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問　民法の一部を改正する法律により市営住宅条例で影響を受ける箇所は。
答　市営住宅の入居資格として保証人がある者であることを規定している箇所及び入居する際に保証人が連署した請書の提出を求めている箇所であり、同法施行後も保証人を求める場合は、極度額の設定が必要となる。
問　保証人の確保を求めない理由は。
答　法改正により、個人根保証契約において極度額の設定が必要になることにより、保証人の確保が困難になることが懸念される。国からの適切な対応を求める技術的助言を受けているが、保証人の取り扱いについては、市の判断に委ねられている。 近年の単身高齢者等の増加や、市営住宅の住宅セーフティネットとしての役割等を踏ま

え、入居予定者が保証人の確保ができないことを理由に入居できないといった状況に陥らないよう、保証人確保を不要とすることと判断したものである。
問　保証人は非常時の連絡先としての役割も兼ねていたと考えるが今後の対応は。
答　入居時に緊急連絡先を届け出てもらうことにより、連絡体制の確保に取り組む。 なお、現入居者の連絡体制の確保策についても、府や近隣市の動向を注視しつつ適切に対応していく。

（討論）　なし

（結果）　全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号　門真市水道条例の一部改正について

（議案の内容）

水道法の一部を改正する法律等の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新申請に係る手数料を定めるとともに、引用条項の整備を行う。

（主な質疑と答弁）

問　水道法改正により、給水装置工事事業者の指定について更新制が導入された趣旨と概要は。
答　更新制導入については、現行制度では指定は新規のみである。 指定後においては、事業者の名称や所在地等の変更があるとき、事業の廃止、休止、再開したときは、届け出が必要であった。しかし、指定の有効期限がないことや変更等の届け出がない場合は、廃止、休止、再開の状況が反映しづらく、事業者の実態把握ができず、資質の低下が懸念されるなどの課題があった。 このため、同法の改正により有効期限を５年とする更新制が導入された。現在指定を受けている事業者の有効期限は、更新時期が一定期間に集中することを避けるため、指定を受けた年月日を基準に本年９月30日から最長５年の経過措置が設けられている。
問　厚生労働省が示したガイドラインの概要は。
答　同更新制が円滑に導入されるよう作成されたものであり、現在指定を受けている事業者の更新時期の平準化や、更新事務の手続での留意点及び更新時における主な確認事項等が示されている。 確認事項については、同法に定める指定要件の確認に加えて、指定工事事業者の講習会の受講実績や主任技術者の研修受講状況、配管技能者の配置状況及び業務内容の４項目について確認するものであり、これらの情報をもとに、助言及び指導に努めることとされている。
問　同事業者の把握状況は。
答　423件の指定を行っている。これまでに同事業者に対し、指定事項の確認等の調査を個別通知により行い、状況把握に努めてきた。直近の平成24年度の調査では、未回答の事業者もあり、事業者からの届け出がないため、廃止、休止等が反映されていない状況である。 更新制の導入により、実態にかなった指定が可能になるものと考えている。 なお、未回答事業者については、市ホームページの同事業者一覧には掲載していないため利用者への混乱を招かないように対応している。
問　同事業者の更新に当たり、具体の事務とその体制は。
答　新規指定と同様に、同法に定める指定要件を確認するとともに、４項目の確認事項につい

ては、項目内容が確認できるよう、国のガイドラインに基づき、申請様式を作成し、講習会等の受講修了証や、保有している資格証等の写しとともに、提出してもらう予定である。

また、令和２年度から年度ごとに更新対象事業者への個別通知を行い、一定の受け付け期間を設ける予定で検討している。

（討論）　なし

（結果）　全員異議なく原案のとおり可決

○議案第48号　門真市下水道条例の一部改正について

（議案の内容）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び下水道排水設備工事責任技術者の登録等に係る業務が大阪府下水道協会に一元化されることに伴い、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問　下水道排水設備工事責任技術者の登録等に係る業務を大阪府下水道協会に一元化するに至った経緯と背景は。

答　同協会が下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の開催に関する業務を運営してきたが、近年、受験者数等の減少により収益が悪化している。

その経営改善策として、現在、府内各市町村において個別に行っている下水道排水設備工事責任技術者の登録等に関する業務を同協会に一元化することで、各市町村の業務効率化、申請者の利便性の向上及び同協会の運営の安定化が図られるとの結論に達し、令和２年度から実施されるものである。

問　業務一元化による効果とメリットは。

答　府内各市町村においては、下水道排水設備工事責任技術者の登録受け付け、書類審査、証書作成、データ管理及び更新講習の受講案内等の業務が、同協会において一括して実施される。これにより、事務の軽減化やそれに伴う経費の削減が図られるとともに、下水道排水設備工事責任技術者に関する業務の全ての業務を一貫して管理が行えるため、無駄なく効率的な運営が可能となるものである。

また、下水道排水設備工事責任技術者の登録申請者においては、同協会で登録手続を１回行うことで、府内各市町村のいずれにおいても下水道排水設備工事責任技術者としての事業が行えるようになるとともに、複数の市町村への登録申請を行っていた場合と比較し、書類作成及び手数料の負担軽減となるものである。

（討論）　なし

（結果）　全員異議なく原案のとおり可決

○議案第49号　令和元年度門真市一般会計補正予算（第５号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億9407万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601億8845万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【債務負担行為：大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅必要性検討事業　1002万8000円
歳出：大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅必要性検討事業　484万6000円】

問	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅必要性検討事業に係る予備設計の内容は。
答	予備設計については、昨年度実施した基礎調査の結果に現場条件や経済性等を加味することで、より詳細な検討を行うものであり、駅舎及び駅周辺公共施設等の基本設計、概算の全体事業費の算出及び都市計画図書の作成等を守口市とともに行うものである。 駅周辺公共施設等の基本設計については、関係者協議を進めながら、駅からの交通広場、開発計画地との動線を確保し、位置や構造等、基本的事項を設計するものである。
問	予備設計の委託先及び完成時期は。
答	委託先については、軌道設計にたけていること、また、大阪モノレール南伸事業に精通していることが望ましいと考えており、これら諸条件を満たす事業者の選定方法を検討していく。また、完成時期については、令和２年度末を予定している。
問	予備設計後の事業化に向けたスケジュールは。
答	予備設計の成果をもとに、モノレール新駅設置に関する関係者との合意を図るとともに、府と実現に向けて協議を進め、2029年に予定されている大阪モノレール南伸事業の開業を見据えながら、都市計画変更や事業認可の取得の手続等、必要な調整を進めていく。
問	事業展開を予定している三井不動産株式会社とも協議して、予備設計を取りまとめるのか。
答	予備設計に当たっては、同社とも密に協議し、しっかりと進めていく。

【歳入：消防団設備整備費補助金　159万1000円
歳出：消防活動事業　477万4000円】

問	国の補正予算を活用した消防団設備整備費補助金の概要は。
答	災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、配備が進んでいない救助用資機材等の整備の促進を目的として、対象資機材の補助事業に対し、国費３分の１の補助、地方負担分３分の２のうち８割を特別交付税措置として受けることができるものである。
問	本市消防団に配備予定の補助対象資機材とその金額は。
答	救助用資機材としてチェーンソー20台の259万6000円、携帯用無線機としてトランシーバー100台分の217万8000円を予算計上している。

【歳出：市営住宅維持管理事業　2523万7000円】

問	新橋市営住宅（１期）入居者との調整状況は。
答	今年度については、住民の会との協議調整を進め、入居者へ再整備に向けた検討業務を委託することについて情報提供を行うとともに、６月に移転に関する意向を把握するための全入居者を対象としたアンケート調査を実施したところである。
問	同入居者の移転に関する意向と補正予算の内容は。
答	入居者の今後の生活する場所等についての意向をアンケート調査したところ、現在の場所に残りたいという希望がある一方、他の市営住宅等へ移転を希望する回答もあった。

その結果を受け、入居者の安全を早期に確保できるよう、移転に関する意向を反映した制度設計を進め、移転希望の入居者に対応するため、移転に要する補償費等を補正予算として計上した。
問　新橋市営住宅（１期）を含む門真プラザ再整備に関する進捗状況と今後の方針は。
答　現在、現況調査を実施し、事業手法や事業区域について検討を行っているところであり、今年度中に駅前広場、歩行者デッキ、住宅及び店舗等の施設建築物計画等を検討した事業モデルを作成予定である。 また、９月１日には入居者に対して、アンケート結果に関する全体説明会を開催したところであり、引き続き住民の会との協議や市営住宅入居者の意向把握を行うとともに、区分所有者への適切な情報提供等を進めていきたいと考えている。

（討論）　なし

（結果）　全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第38号から第41号まで、第44号及び第46号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和元年９月18日

門真市議会議長
　内海　武寿　様

民生常任委員会
委員長　土山　重樹

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

１　議案第37号　門真市印鑑条例の一部改正について
２　議案第49号　令和元年度門真市一般会計補正予算（第５号）中、所管事項
３　議案第50号　令和元年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年第２回定例会　民生常任委員会付託議案審査概要記録

審査日：令和元年９月10日（火）

○議案第49号　令和元年度門真市一般会計補正予算（第５号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億9407万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601億8845万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：生活保護給付事業

過年度過誤納還付　３億5982万2000円】

問　国庫負担金返還金等総額３億5982万2000円について、多額の国庫負担金が返還に至った要因は。
答　前年度より保護世帯数が減少したことと保護率が低下したことが大きな要因と考える。 なお、世帯数減少及び保護率低下は、予算要求の際に一定想定はしていたものの、経済情勢に大きく左右されることから、これまでと同様に制度の適正な運用が可能な予算を計上していたことにより多額の返還に至ったものである。
問　保護世帯数及び保護率の前年度からの変動状況は。
答　平成29年度末の保護世帯数は4576世帯、保護率は49.36‰であり、平成30年度末の保護世帯数は4515世帯、保護率は48.33‰である。 前年度と比べて、保護世帯数は61世帯の減少、保護率は1.03ポイントの低下となる。 なお、本年７月末日での保護世帯数は、4511世帯、保護率は47.92‰である。
問　府内における保護世帯数及び保護率の前年度からの変動状況は。
答　平成31年４月現在、保護世帯数22万770世帯で前年度同月と比べて1583世帯の減少である。 また、保護率は31.84‰で前年度と比べて0.58ポイントの低下となっており、本市と同様の変動が見受けられる。
問　保護世帯数の減少及び保護率の低下に至った要因として考えられる市の取り組みは。
答　生活保護適正化事業の実施により、就労支援事業において、昨年度は就労支援件数287件、就労決定件数190件、就労自立による生活保護廃止も17件と一定の効果があった。また、生活保護情報専用ダイヤルを活用して市民から寄せられたさまざまな情報をもとに迅速に調査し、不正受給の発見・抑止に努めていることも一因であると考える。

【歳出：市民文化会館特定天井耐震化事業債減額分　△970万円

公共施設整備事業債追加分　1460万円

文化芸術振興基金繰入金追加分　400万9000円】

問　市民文化会館大規模改修工事に係る市債及び繰入金について、交付税算入のある公共事業等債が減額となり、一般事業債及び文化芸術振興基金繰入金が増額となっているが、年度途中で市債

の内訳が変わることは一般的にあり得るのか。 また、年度途中で市債の内訳に変更が生じないよう対処はできないのか。
答　市債については、国において事業に応じたさまざまな事業債の区分が設定されている。 財政課においては、当初予算編成作業時に事業担当課の予算要求をもとに各事業の内容を精査し、適切に有利な事業債を充当するように予算を調製している。 年度開始後に、国庫補助対象経費の確定に伴う事業費の内訳の変更や、当初予算編成時に想定していなかった事業内容の変更や事業債の制度自体の追加、変更等により、市債の内訳が変わることはあり得るものである。 今後は、当初予算編成時における事業のさらなる精査に努め、できる限り年度途中での内訳の変更が生じないようにしていく。

（討論）　なし

（結果）　全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第37号及び第50号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和元年９月18日

門真市議会議長
　内海　武寿　様

文教こども常任委員会
委員長　森　　博孝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

１　議案第42号　門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

２　議案第43号　門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

３　議案第45号　門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

４　議案第49号　令和元年度門真市一般会計補正予算（第５号）中、所管事項

令和元年第２回定例会　文教こども常任委員会付託議案審査概要記録

審査日：令和元年９月11日（水）

〇議案第49号　令和元年度門真市一般会計補正予算（第５号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億9407万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601億8845万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：	学校施設環境改善交付金	2224万5000円
	学校教育施設等整備事業債	4590万円
	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業	4440万円
歳出：	門真小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料追加分	645万円
	門真小学校トイレ改修工事	5881万3000円
	東小学校トイレ改修工事	5420万5000円
	第七中学校トイレ改修工事実施設計業務委託料	878万1000円】

問　小・中学校のトイレ改修に係る補正予算の概要は。
答　今回の補正は、令和元年度の国の防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策としての学校環境改善交付金の内示決定を受けたことにより、同交付金及び防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債を活用し、門真小学校及び東小学校のそれぞれトイレ１系統の改修工事を実施するものである。また、あわせて令和２年度でのトイレ改修工事を見据えて、門真小学校及び第七中学校のそれぞれ２系統の実施設計業務委託料を計上している。
問　学校トイレの改修に対する今後の考えは。
答　学校トイレの改修については、保護者、学校関係者から洋式化も含めた多くの要望があり、児童・生徒の快適な教育環境を提供する上では、洋式化を含むトイレ改修は喫緊の課題であると考えている。 これまでも文部科学省の施設助成課長に小・中学校に視察に来てもらい、トイレ改修に係る国の交付金の活用方法等について、具体的に助言をもらうなどをして、積極的に国の交付金獲得に取り組んでいるところである。 今後も、国の交付金等を積極的に活用しながら、改修の優先度の高い学校から順次、計画的に進めていきたいと考えている。

（討論）　なし

（結果）　全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第42号、第43号及び第45号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。